

- 六〇年二月一日)による。
- (2) 引用は『日本思想大系 律令』(井上光貞・関晃・土出直鎮・青木和夫校注 岩波書店 一九七六年二月二〇日)による。
- (3) 注(2) 掲出書衣服令頭注三五三頁による。
- (4) 引用は『日本古典文学大系 日本書紀 下』(坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注 岩波書店 昭和四〇年七月五日)による。
- (5) 『奈良朝服飾の研究 本文篇』(吉川弘文館 昭和四九年三月三二日)四八頁。
- (6) 『古代国家の形成と衣服制——袴と貫頭衣——』(吉川弘文館 昭和五九年六月一〇日)第二編第二章。
- (7) 『万葉集の構造と成立 上』塙書房 昭和四九年九月三〇日 第二章。
- (8) 引用は『^{新訂}増補国史大系 続日本紀 前篇』(黒板勝美・国史大系編修会編 吉川弘文館 昭和五〇年一月二〇日)による。
- (9) 卷11・二四四八、二七九〇。卷13・三三三三〇。宮名は「八十一隣之宮」(卷13・三二四二)。
- (10) 引用は『新訂増補故実叢書31』(明治図書出版 昭和三〇年一月一日)による。
- (11) 引用は『^{新訂}増補国史大系 交替式・弘仁式・延喜式 前篇』(黒板勝美・国史大系編修会編 吉川弘文館 昭和五四年五月二〇日)による。
- (12) 引用は『新訂増補故実叢書7』(明治図書出版 昭和三〇年一月一日)による。
- (13) 引用は『日本古典文学大系 枕草子』(池田亀鑑・岸上慎二校注 岩波書店 昭和三三年九月三日)による。
- (14) 引用は『後拾遺和歌集』(藤本一恵編 桜楓社 昭和四六年五月三〇日)による。
- (15) 『古事類苑 服飾部 三』。引用は吉川弘文館発行普及版(昭和五九年二月一五日)による。初版は明治四三年五月二二日(神宮司庁)。
- (16) 引用は『十卷本伊呂波字類抄』(雄松堂出版 昭和六二年五月二〇日)による。
- (17) 引用は『新訂増補故実叢書10』(明治図書出版 昭和三〇年一月一日)による。
- (18) 引用は注(15)掲出書に同じ。
- (19) 武田佐知子氏は、注(6) 掲出書において、口子が雨水溜につき染料が流れ出した記事は、『大唐開元礼』など中国の衣服規定——雨が衣服を濡らし失容するようならばあいは朝参を停止する、などを背景にした可能性があることを指摘している。
- (20) 『万葉集の構造と成立 下』(伊藤博 塙書房 昭和四九年一月一〇日)第一章第一節。

四章で考察した万葉集の「紅」字を除くと、古事記の「紅紐」に同時代の訓による手がかりは得がたいのである。

さて、ここで古事記の「紅」「赤」字例をみるに、「紅」字は全四例（一章所引ⅠⅡにみえる「紅紐」三例、「紅色」一例）。仁徳記例の口子の失容のさまが染料落ちにかかわって描かれていることは明白で、「紅紐」はクレナキによって染められた紐、「紅色」はクレナキによって染まった色、という意識を宿した語であると考えられる。

「赤」字は全三〇例。うち七例は人名（「赤猪子」六例、「赤比売」一例）である。のこり一三例のうちわけは「赤土」三例、「赤加賀智（知）」二例、「赤海鯉魚」二例、「赤幡」二例、「赤猪」「赤色楯矛」「赤橋」「赤玉」各一例。人名以外の「赤」字例にも染料としての性格を特に意識した用い方は見受けられない。結局古事記における「紅」「赤」字の使い分けも、万葉集におけると同様の傾向をみせる。すなわち「紅」は染料としての性格を意識した用方をされ、「赤」にはそうした意識は稀薄である。

古事記には異字同訓例も少なくなく、「紅」「赤」同訓の可能性を否定できないとはいえ、青摺衣関連の服装用語にもっぱら「紅」字が用いられ、染料としての性格が意識されていることを見すごすべきでないとおもう。「紅」「赤」に万葉集と同様の使いわけの傾向がみえる以上、万葉集の訓と同様古事記の「紅」もクレナキとよむのが妥当であると考ええる。

結

以上の考察の結果を簡潔に述べる。

仁徳記の丸邇臣口子は、中断されたトヨノアカリ完遂のためもあって天皇から皇后につかわされた公的な使者であった。その紅紐をつけた青摺衣は、服色などは異なるものの、のちの朝服の性格をもつ。この服装が古事記にあらわれるのが仁徳・雄略朝であるということは、古事記撰述者が、服装という視覚的な形に体现される天皇の權威の確立期を仁徳・雄略朝におくことを意味している。仁徳・雄略朝を「古」の時代としつつ、「今」の時代の規範の確立期とするこのありかたは、万葉集巻一・二の冒頭歌のありかたと軌を一にするものであり、奈良朝廷内の共通意識と考えられる。

また、「伏」し、「匍匐」し、「跪」く口子の態度は、天武朝以後元明朝に至るまで改めきれなかった古来の跪礼、匍匐礼の習俗を表現している。口子は古事記撰述時代からみて、衣服、礼法ともに古い時代の氏族の姿を体现しているとみられる。

次に「紅紐」の訓については、従来アカ、クレナキ二様の訓が行われてきたが、「くれなるのひも」とよむべきものと考える。奈良時代の「紅」字の訓例はクレナキであり、染料としての意識をもつ語とみられる。これに対し、アカは色目であらわす語という意識がつよいとおもわれる。古事記の「紅」全四例はみな青摺衣関連の箇所用いられ、色落ちの描写などから染料としての性格を意識した語と考えられる。諸文献例、同時代の訓例などを総合的に判断して、クレナキ訓を採用するのが妥当であると考ええる。

注

(1) 本稿引用の古事記本文は『古事記 新訂版』（西宮一民編 桜楓社 昭和

山藍もち 措れる衣着て…… (9・一七四二)

カ立ちて念ひ居てもそ念ふ紅の赤裳裾引き去にし姿を (11・二五五〇)

キ山吹のほへる妹がはねず色の赤裳の姿夢に見えつつ (11・二七八

六)

ク……娘子らが 春菜摘ますと くれなるの 赤裳の裾の 春雨に

にほひひづちて…… (17・三九六九)

右の「赤裳」用例中、イ・ウ・エ・クは赤裳がひづつ、濡る、といった情景をうたう。これらはかならずしも実景ではないが、古事記が口子の紅紐の雨中の色落ちを描くのに対し、こちらは赤裳の揺れた結果の色落ちについては言及がない。雨による失容を描く古事記と異なり、万葉集の濡れる赤裳は、娘子の美をより印象づける働きをみせる。総じて、紅に比して赤には染料としての意識が薄いようにおもわれるのである。

また、万葉集には「くれなるのあかも」という用例が全五例みえる。右引のオ・カ・クのほか、字音仮名の「阿可」「安可」裳例に左の二例がある。

・白妙の 袖振りかはし 久礼奈為乃 阿可毛裾引き (5・八〇四或五)

・……春の野に すみれを摘むと 白妙の 袖折り返し 久礼奈為能

安可毛裾引き…… (17・三九七三)

これらの「くれなるの」は枕詞的用法と考えられるが、そこにみえるのはクレナキ(ベニバナ、末摘花)で染めて赤裳を得る意識である。右の歌々は奈良朝期のもと考えられるが、奈良時代、クレナキは染料としての性格を意識した語であって、アカにはその意識は薄かったもののようにおもふ。

三章所引の文献例において、「紅」紐が一〇世紀前半を境として「赤」紐に交代するのは、右の事情と関連して考えられる。「くれなるのあか

の「くれなるの」が枕詞化し、実体を失っていけば、のこるのは色目をあらわす「あか」という語である。一〇世紀前半以降の文献における「赤紐」は、もはやアカ色の紐という意識の語であり、染料クレナキを想起する意識は薄れているものとおもふ。もちろん、紐を赤く染める原料が三章所引文献例C(2)などにも記される紅花であることは、周知のことでもあったろうが、一〇世紀前半以前の「紅」紐と以降の「赤」紐とのあいだには意識の差異があるのではないかとおもふのである。

五

現在の形態にほぼ等しい二〇巻本万葉集が形成されたのが、延暦元年から二年(七八二〜三)にかけてのこととする説に従えば、万葉集の「紅」用例は八世紀後半以前のものとみられ、古事記とほぼ同時代の訓例と考えられる。

三章所引の紅紐をつけた青摺衣の文献例において「アカ」紐訓が確認されるのは、既述のごとく一〇世紀前半の『延喜式』で、その訓は九世紀前半ころまでさかのぼる可能性はあるものの、同時代訓という点において、四章で考察した万葉集の「紅」用例を看過すべきでないとおもふ。

古事記の「紅紐」の訓を定める際の困難のひとつは、同時代に「紅紐」の用例が少ないことである。「紅紐」という形の用例は日本書紀にも万葉集にもない。三章所引続日本紀の「紅長紐」(A)の例がかりうじてみえるだけである。これは八世紀後半の例と考えられるが、ここから訓は定められない。また万葉集を除いて「紅」字例も多くない。日本書紀には「赤」字用例はあるが、「紅」字は新羅の人名「金紅世」に用いるのみであり、訓の考察の手がかりにはならない。このような状況下では、

- ①⑨ 紅之深染の衣を下に着ば人の見らくにほひ出でむかも (11・二八二八)
- ②⑩ 紅薄染衣浅らかに相見し人に恋ふるころかも (12・二九六六)
- ⑪⑪ 神奈備の 三諸の山は 春されば 春霞たつ 秋されば 紅丹穂経…… (13・三三二七)
- ⑫⑫ 紅染めてし衣雨降りてにほひはすとも移ろはめやも (16・三八七七)
- ⑬⑬ …… 紅桃灼々、遊蝶廻花舞、翠柳依々、嬌鶯隠葉歌…… (17・三九六七序)
- ⑭⑭ 春の苑紅尔保布桃の花下照る道に出で立つ憾婦 (19・四一三九)
- ⑮⑮ …… 吾妹子が 形見がてらと 紅之 八入に染めて おこせたる衣の裾も 通りて濡れぬ (19・四一五六)
- ⑯⑯ 紅乃衣にははし辟田川絶ゆることなく我かへりみむ (19・四一五七)
- ⑰⑰ …… うつせみも かくのみならし 紅能 色もうつろひ ぬばたまの 黒髪変はり…… (19・四一六〇)
- ⑱⑱ 桃の花 紅色尔 にほひたる 面わのうちに 青柳の 細き眉根を…… (19・四一九二)
- ⑲⑲ ⑳の漢文用例、㉑の「紅葉」を除く二五例の「紅」は、音数律から推して例外なく、万葉集音仮名例に「久例奈為」とあるごとく「クレナキ」とよむべきものである。これらには枕詞、序詞、譬喩表現中にある

らわれる例も含めて、クレナキの、染料としての性格を踏まえた用法が目立つ。

⑤⑥⑨⑩⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖は、クレナキが衣、裳、裾など衣服にかかっている。②③⑤⑥⑦⑧⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓には波線のように、色に出づ、染む、うつす、うつろふ、浅し、など、クレナキの染料としての性格を踏まえた表現がみえる。うち⑪は「くれなるの末採花の色に出」と、紅染の原料となる末摘花(ベニバナ)を明確によりみこんでいる。

こうした傾向に対し、万葉集の「赤」字用例に、染料としての意識は出てこない。「赤」は染まった結果の色である。赤、赤葉、赤土、赤駒、赤羅引、赤羅小船といった用例はもちろん、赤帛、赤裳といった衣服にかかる「赤」字例(赤帛全一例、赤裳全八例左掲)にも、染料としての意識はみえない。

○ 赤帛

赤帛の純裏の衣長く欲り我が念ふ君が見えぬころかも (12・二九七二)

○ 赤裳

ア ますらはみ狩に立たし娘子らは赤裳裾引く清き浜辺を (6・一〇〇一)

○ 一

イ 吾妹子が赤裳の裾のひづつらむ今日の小雨に吾さへ濡れな (7・一〇九〇)

ウ 住吉の出見の浜の柴な刈りそね娘子らが赤裳の裾の濡れて行かむ見

む (7・一二七四)

エ 吾妹子が赤裳ひつちて植ゑし田を刈りて収めむ倉無の浜 (9・一七

一〇〇)

オ しなでる 片足羽川の さ丹塗りの 大橋の上ゆ 紅の赤裳裾引き

の「紅紐」は「アカ」紐とよんだ可能性が高いと考えられる。一〇世紀後半成立の『西宮記』以後アカ訓が優勢となるのは、アカにあててには他訓と紛らわしい「紅」字を用いるより「赤」字を用いるほうがわかりやすいためであろう。青摺衣につける紐は、服装用語上、F H I J のかな表記で確認できるように「あか」紐とよむのが妥当である。

だが私は古事記の「紅」紐は「クレナキ」の紐とよむべきではないかと考える。従来の諸写本、注釈書類中、先掲表のとおり、兼永筆本、『朝日古典全書古事記』『日本思想大系古事記』の三書はクレナキ訓を採用している。採用の根拠については説明がないので、根拠を本稿と同様の点におくか否か明らかではないが、以下に案を述べる。

四

古事記の「紅」紐は「クレナキ」の紐とよむべきではないかと考える主な理由は、古事記と同時代の訓例に「紅」をアカとよむ例がみあたらないことである。

万葉集の歌に「紅」字をアカとよむべき例はない。左に万葉集の「紅」全二八例を掲げる。

- ① ……嗟乎痛哉。紅顔 共三従長逝、素質与四徳永滅……(巻5・七九四前・無題漢詩序)
- ② 言ふことの恐き国ぞ紅之色にな出でそ念ひ死ぬとも(6・六八三)
- ③ 紅尔深く染みにし心かも奈良の都に年の経ぬべき(6・一〇四四)
- ④ 黒牛の海紅丹穂経もしきの大宮人しあさりすらしも(7・一一一)

八

- ⑤ 紅衣染めまく欲しけども着てにははばか人の知るべき(7・一二九七)
- ⑥ 紅之深染の衣下に着て上に取り着ば言成さむかも(7・一二三三)
- ⑦ ……紅之現し心や妹にあはずあらむ(7・三四三・一云)
- ⑧ しぐれの雨間なくな降りそ紅尔にはへる山の散らまく惜しも(8・一五九四)

- ⑨ 黒牛瀉潮干の浦を紅玉裳裾引き行くは誰が妻(9・一六七二)
- ⑩ しなでる 片足羽河の さ丹塗りの 大橋の上ゆ 紅 赤裳裾引き 山藍もち 措れる衣きて……(9・一七四二)

- ⑪ よそのみに見つ恋ひなむ紅乃末採花の色に出でずとも(10・一九九三)

- ⑫ 春は萌え夏は緑に紅之まだらに見ゆる秋の山かも(10・二二七七)
- ⑬ 妹がりと馬に鞍置きて生駒山打ち越え来れば紅葉散りつつ(10・二二〇一)

- ⑭ 立ちて念ひ居てもぞ念ふ紅之赤裳裾引き去にし姿を(11・二五五〇)
- ⑮ 紅之深染の衣色深く染みにしかばか忘れかねつる(11・二六二四)
- ⑯ 紅之裾引く道の中に置きてわれか通はむ君か来まさむ(11・二六五五)

- ⑰ 紅之浅葉の野良に蒔る草の束の間も吾を忘らすな(11・二七六三)
- ⑱ 紅花にしあらば衣手に染めつけもちてゆくべく念ほゆ(11・二八二七)

四圍半。模飯料米二斗四升八勺。生絲四綯。紅花大十五斤五兩……
中宮小斎人青摺細布衫卅九領。亮進属各一人。左右近衛官人四人。左右兵衛官人二人。女孺卅人。……

緋紐料質布一端三丈三尺七寸。山藍十五圍。模飯料米七升四勺。
紅花大七斤六兩二銖。(同・一四・縫殿寮)

(3)青摺調布衫卅領。四領著赤紐。小斎人四人料。卅六領大忌人卅六人料。(同・四〇・造酒司踐祚

大嘗祭供奉料)

D (1)舞人青摺袍、地摺袴……赤紐懸左肩、卷纓(『西宮記』一七・臨時祭)

(2)小忌王卿著青摺布袍、赤紐日影纓等(同・一九・豊明日)

(3)舞人装束、青摺布袍、赤紐著左肩、但小忌時右方云……又陪從装束、青摺布袍、赤紐、表袴、合大口、浅沓(同・一九・臨時祭)

E 辰の日の夜、青摺の唐衣・汗衫をみな着せさせ給へり。……赤紐をかしょうむすび下げて、いみじうやうしたるしろき衣、かた木のかたは絵にかきたり。(『枕草子』九〇段)

F おなじ人の五節にわらはのかざみ、かしづきのからきぬにあをずりをして、あかひもなどつけたりけり(『後拾遺和歌集』19・一一三三詞書)

G 赤紐濃打并蘇芳打也……豊明兼長卿、著小忌赤紐、著小忌右肩、舞人著左、依袒楊也(『飾抄』下)

H 紅垂紐アカヒモ 見神祇式(『十卷本伊呂波字類抄』八・安・雜物)

I 赤紐アカヒモ(『名目抄』衣服)

J (1)あかひもは、ひろさ五分ばかりにて、なからのほどに、あげまきむすびて(『雅亮装束抄』二・舞人装束事)

(2)これもあかひもあり、これは右のかたのうへに、なかをとぎつけて、うしろまへにさげて、うしろはわきにとぎたるがよきなり(同・小忌事)

見落としがあるかもしれないが、通覧したところ、一〇世紀前半、延長五(九二七)年完成奏上の『延喜式』を境とし、それ以前の文献における青摺衣の紐は「紅長紐」(A)、「紅染垂紐」(B)、「紅垂紐」(C(1))のように「紅」と表記される。『延喜式』以後の文献では「赤紐」(C(3))、D(1)(2)(3)、E、G、I「あかひも」(F、H、I傍訓、J(1)(2))のようにおおむね「赤」「あか」と表記される。『延喜式』においては、「紅垂紐」(C(1))、「赤紐」(C(3))のように両様の用字がみえるのに加えて「緋紐」例もみえ(C(2))、混用されている。『西宮記』には右に引用した以外にも「赤紐」数例があるが、いずれも「赤紐」であって、「紅」紐例は見あたらない。

このことの説明方法として、ひとつには次のような事情が想定される。「紅」は「赤」色の一種である。『延喜式』に紅・赤両様の例のあるのは、「紅」紐、「赤」紐、ともに同訓「アカ」だったためである。『延喜式』は九二七年奏進ではあるが、内容の大部分は弘仁・貞観式を承けており、「アカ」訓も九世紀前半ころまでさかのぼり得る可能性を否定できない。したがって、八世紀前半、七二二年成立とされる古事記

難波朝庭之立礼」とあり、朝廷では跪礼、匍匐礼を廃して立礼を採用したことが知られる。下って続日本紀慶雲元年正月二十五日に「始停百官跪伏之礼」、慶雲四年二月二十七日の勅に「凡為政之道。以礼為先。死礼言乱。言乱失旨。往年有詔。停跪伏之礼。今聞内外廳前。皆不嚴肅。進退无礼。陳答失度。斯則所在官司不恪。其次。自忘礼節之所致也。宜自今以後嚴加糾彈。革其弊俗。使靡淳風」とある。

天武一一年の記事によれば、孝徳朝は中国風の立礼を採ったらしいが、結局天武朝以後、文武、元明朝に至るまで、なかなか古来の跪礼、匍匐礼の習慣を改められなかったようである。慶雲四年の元明天皇の勅に、礼節とかかわらせて弊俗の追放を説くのは興味深い。同じ元明天皇に、古事記は和銅五年に献上されている。古事記撰述の時代には、伏し、匍匐し、跪く口子の態度は、改めるべき弊俗と考えられていたのである。

位階の上下にかかわらず一律に賜与される古態の朝服の性格の青摺衣を着て、弊俗の跪伏、匍匐礼を行う口子を、古事記は古事記撰述の「今」の時代に先行する「古」の官人として描く。先に引いた武田佐知子氏は、口子が匍匐し跪いた「庭中」は朝廷の空間的特性を象徴すると指摘した。首肯すべき見解である。付言すれば、後条の口子の妹口比売の歌に「山代の筒木の宮」とあり、皇后の逗留する奴理能美の家は宮に擬されている。その宮の庭での跪礼、匍匐礼は、まさしく朝廷での儀礼を表現したものと考えられる。

三

以下、視点を变えて、訓の面から紅紐のついた青摺衣について考えた

い。口子の青摺衣についた「紅紐」は、大雨のなか色落ちして、衣の青が紅色に変じたという。色彩的印象のつよい場面であるが、印象のポイントとなる「紅」の訓には問題がある。当該場面には「服著紅紐青摺衣。故、水潦払紅紐、青皆変紅色。」とあり、「紅」はabc三箇所にあらわれる。左に主な写本、注釈書類における三箇所の訓を一覧する。

諸本	a	b	c
兼永筆本 籠頭古事記 訂正古訓古事記 校訂古事記 (田中頼庸)	クレナヒノククリ アカヒモ アカヒモ	(付訓なし) アカヒモ アカヒモ	紅ノイロ アケノイロ アケ
古事記新講(次田潤)	アカヒモ	アカヒモ	アケ
古事記評釈 (中島悦次)	アカヒモ	アカヒモ	アケ
古事記全釈 (植松安・大塚龍夫)	アカヒモ	アカヒモ	アケ
国民古典全書古事記 (澤瀉久孝)	アカヒモ	アカヒモ	アケ
新訂増補国史大系 古事記 (黒板勝美)	アカヒモ	アカヒモ	アカイロ
古事記大成本文篇 (倉野憲司)	アカキヒモ	アカキヒモ	アカキイロ
朝日古典全書古事記 (神田秀夫・太田善磨)	クレナキノヒモ	クレナキノヒモ	クレナキノイロ

襪、履、袋といった服装の規定がみえるが、そのなかに紅紐をつけた青摺衣は見あたらない。朝服の初見は日本書紀⁴天武一四年七月条「勅定明位已下、進位已上之朝服色」で、服色の規定が述べられるが、紅紐をつけた青摺衣はやはり見あたらない。関根真隆氏はこの天武十四年条について、このとき「唐風の服装いわゆる袍袴形式というものが公式に制定採用されたのではなからうか」と述べる。律令体制に向けて服制が整備されてきたことを読みとるべきだろう。

古事記の青摺衣が、天武朝以降の朝服と相違点をもつにせよ、古事記において青摺衣を着用する人々——仁徳天皇の使者口子と、雄略行幸に従う官人たち——は、ともに公的性格を帯びた外出時に用いている。したがって青摺衣は朝廷公事に相当するケースに着用される、後の衣服令という朝服の性格をもつものと考えてよいとおもう。そしてこの朝服的性格をもつ青摺衣が、下巻冒頭の仁徳朝と、その孫にあたる雄略朝に登場することに注目したい。氏族、百官人が天皇から与えられた衣服を着て天皇の命により他出し、また供奉する記述からは、朝廷の勢力内で賜与し奉仕される天皇像が浮かび出てくる。しかも仁徳・雄略記ともに、賜与された服を、宮中においてではなく、幾内ではあるが外出時に用いている。青摺衣は、朝廷の権威を外に向けて視覚に訴える形で誇示するための、いわば制服としての働きをもつといえよう。

もとより本稿は、仁徳・雄略朝の氏族官人が実際に青摺衣を着用していたか否かを問題にしているのではない。古事記編述者の意図が、朝廷で賜与し奉仕される天皇の権威の確立時期を仁徳・雄略朝に置くことに注目したのである。武田佐知子氏は、記紀の編者は律令的位階秩序に先行するカバネ的身分秩序の形成時期を、雄略朝に擬して叙述していると論じる。氏は、超越した大上による一方的賜与という形で行われる身

分標識の体系が形成された画期を雄略朝と見、その可視的身分標識を、古事記は「紅紐つけし青摺衣」と表現したのであるとする。氏族の男女に位階の高下を問わず一律に与えられたのが青摺衣で、位階により異なる規定をもつ後時の服装とは異質なものをみとめるのである。

武田氏は雄略朝に力点をおいて青摺衣を捉えようとする。だが本稿は、青摺衣が律令的位階秩序に先行するカバネ的身分秩序を表現したものであるとする氏の見解に従いつつも、古事記においては、雄略朝に先立つ仁徳朝に、朝服的性格をもつ青摺衣の初出が存在することを、等閑視すべきでないと考える。古事記は、服装という視覚的な形であらわれる天皇支配の確立期を仁徳・雄略朝両朝においているのである。

こうしたありかたから思い出されるのは、万葉集巻一・二冒頭の様態である。巻一・二が各々冒頭に雄略天皇、仁徳皇后の歌を載せ、以下それぞれ舒明、天智朝以降の時代の歌を、ほぼ年代順に配列する古今構造を有することを指摘したのは、伊藤博氏⁷であった。最終的段階での巻一・二編纂者が、彼等の時代の規範として求めたのはやはり仁徳・雄略朝であった。万葉集巻一・二と古事記の編述態度はこの点で軌を一にするものであり、そこに奈良朝官人の共通意識が看取されるのである。

さて、紅紐をつけた青摺衣が、律令体制成立以前の服装であるとすれば、丸邇臣口子のように、服装以外にも古態を表現した点はみられないだろうか。

一章所引Iの口子の態度をみると、皇后に天皇の歌を伝えるとき、大雨のなか、殿戸の前に「伏」し、「匍匐」して進み、庭中に「跪」したという。この態度は、古来の跪礼、匍匐礼の風俗を表現したものであるとおもう。

天武紀一一年九月の勅に「自今以後、跪礼匍匐礼、並止之。更用

后石之日売命、自取「大御酒柏」、賜「諸氏々之女等」。(仁徳記・女鳥王と速総別王の叛逆)

④亦一時、天皇為「將」豊樂而、幸行日女嶋之時、於其嶋「雁生」卵。(仁徳記・雁の卵の祥瑞)

⑤本、坐「難波宮」之時、坐「大嘗」而為「豊明」之時、於「大御酒」宇良宜而大御寝也。(履中記・墨江中王の叛逆)

⑥……即造「假宮」、忽為「豊樂」、乃於其隼人「賜」大臣位、「百官令」拜。(履中記・水齒別命と曾婆訶理)

⑦⑧⑨又天皇、坐「長谷之百枝槻下」、為「豊樂」之時、伊勢国之三重採、

指「挙大御蓋」以獻。……故、於此「豊樂」、嘗其「三重採」而、給「多

祿」也。是「豊樂」之日、亦春日之「袁杼比売」、獻「大御酒」之時……(雄

略記・三重の采女)

豊明、豊樂は応神記一例、仁徳記三例、履中記二例、雄略記三列。応神の直系四世代に用例が集中する。九例中六例(①④⑤⑦⑧⑨)が天皇主催で、⑥もこれに準じて考えられる。すなわち⑥は水齒別命、のちの反正天皇が曾婆訶理に、自分が天皇になったときにはおまえを大臣にしようともちかけて、主君墨江中王を殺させ、約束を果たすとみせてトヨノアカリを催すくだりの用例である。水齒別命はここでは仮の天皇の立場にあるので、⑥は天皇主催に準じた例とみられる。

なかで②③は、皇后が直接にトヨノアカリを催すように見える。だが、主催者が皇后であるとしても、トヨノアカリ開催が許される背景には天皇の存在がある。御綱柏を採りに行き(②)、自ら柏を取って女等に与える(③)皇后の行為は、天皇主催のトヨノアカリにおいて、柏を太子に手渡す髪長比売(①)や、蓋酒を献ずる三重採(⑦⑧)や袁杼比売

(⑨)の行為と、実際の準備と接待にあたる女性としての役割を担う点で、通うものがある。

また、②の後条で、皇后は御綱柏を「御船に積み盈てて」還ろうとしたという。大量の柏から、トヨノアカリに出席する人の多さが推測される。③には「氏々の女等、皆朝参りす」とあり、やはり多数の参集が読みとれる。①⑨引用中に髪長比売、三重採、袁杼比売といった氏族の女性たちの参加がみえることから、トヨノアカリは氏族等の出席する場で、公的な性格を有していたものとおもわれる。

ここで仁徳記に戻って考えれば、皇后が山代に留まり、公的性格を有するトヨノアカリが中断されたばあい、天皇の権威が傷つくことになる。口子の段の後条には、帰還した皇后が、速総別主と女鳥王との事件後、トヨノアカリを催した記事がある。これは八田若郎女事件で中断されたトヨノアカリのやり直し、あるいは完遂とみることができよう。そして天皇が使者を派遣した意図にトヨノアカリの遂行があるとすれば、口子の任務は公的性格を帯びたものと考えられる。その服装が、天皇から賜与されたものと推定されることも、この見解を補強しよう。

次に、公的な使者の立場にある口子の着用した天皇下賜の衣について、文献を通じて検討を加え、あわせてこれが仁徳記に記されることの意味を考察する。

二

衣服令朝服条は親王、諸王、初位以上の諸臣の朝服を定め「朝庭公事。即服之^②」とする。朝廷の公事に際して着用するわけだが、朝廷以外の場所を着ることを禁じるものではない^③という。頭巾、衣、笏、袴、帯

仁徳記・丸邇臣口子の青摺衣と「紅紐」の訓

壬生 幸子*

古事記下巻仁徳天皇記に登場する丸邇臣口子は、山代筒木の韓人奴理能美の家にとどまって戻ろうとしない皇后のもとに使者として派遣され、山代を舞台として活躍する主要な人物である。この口子のくだりには別途論すべき問題があるが、本稿では「著紅紐青摺衣」と記される口子の服装に注目し、その性格と、衣に付く「紅紐」の訓について考察したい。

一

紅紐をつけた青摺衣という服装は、古事記中左の二箇所にあらわれる。I故、是口子臣、白此御歌之時、大雨。余、不避其雨、参伏前殿戸者、違出後戸者、参伏後殿戸者、違出前戸者。余、匍匐進赴跪于庭中時、水潦至腰。其臣服著紅紐青摺衣。故、水潦私紅紐、青皆變紅色。(仁徳記)

II悉給著紅紐之青摺衣服。彼時、有其自所向之山尾、登山上一人。既等天皇之鹵簿、亦其束裝之状、及人衆、相似不傾。

(雄略記)

Iは当該段。IIから、仁徳天皇の孫雄略天皇が、百官人に紅紐をつけた青摺りの衣を賜与したことが知られる。ここから推して、Iの口子の

青摺衣も、天皇から給されたものと考え得る。

口子登場の経緯を略述すれば、仁徳皇后石之日売は、トヨノアカリの準備のため紀伊国に赴く。帰途、皇后は天皇がその異母妹八田若郎女と婚したことを知る。怒った皇后は、紀伊国で採った御綱柏を海に投げ棄て、天皇のもとに戻らず、山代の筒木に留まる。明確な記述はないが、こうした事情下ではトヨノアカリは準備段階で中断したものとおもわれる。天皇は、皇后のもとに、舍人鳥山につづいて丸邇臣口子を派遣する。口子の伝えた天皇の二首の歌は、天皇との相思、夫婦関係の確認を皇后に求める内容である。天皇は立場上、夫婦関係を確かめることによつて皇后を帰還させ、トヨノアカリを完遂する必要があったものとおもう。皇后への働きかけは、単なる夫婦の情愛にのみよるとみてもなるまい。次に古事記のトヨノアカリ(豊明・豊樂)全例を一覧し、そのことについて述べたい。

①……天皇以髮長比売、賜于其御子。所賜状者、天皇聞看豊明之日、於髮長比売令握大御酒柏、賜其太子。(応神記・髮長比売)

②……太后為將豊樂而、於採御綱柏、幸行木国之間、天皇婚八田若郎女。(仁徳記・八田若郎女)

③此時之後、將為豊樂之時、氏々之女等、皆朝参。……於是、大